

# 相続人代表者指定届 兼 固定資産現所有者申告書

令和 年 月 日

宜野湾市長 殿

被相続人にかかる徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く)及び還付に関する書類を受領する代表者を下記のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届出ます。

また、固定資産課税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、宜野湾市税条例第74条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告します。

届出人 住所

氏名

TEL

現所有者の 代表者 (相続人代表者)	ふりがな		続柄 (固定資産課税台帳の 所有者との続柄)	
	氏名			
	個人番号			
	住所			
	生年月日	昭和 平成 令和	年 月 日	電話番号
固定資産課税台 帳の所有者 (亡くなられた方)	ふりがな		死亡年月日	
	氏名		昭和 平成 令和	年 月 日
	住所 (死亡時)			
	登記名義			
	本籍			
	筆頭者			
相続登記の状況 又は予定	1. 登記完了 2. 登記手続き中 3. 登記予定(令和 年 月頃までに) 4. 未定			

- この申告書は、登記上の所有者が死亡している場合、相続登記が完了するまでの間における現所有者(通常は相続人)に、固定資産課税台帳に登録するために必要な事項を申告していただくためのものです。
- 現所有者の代表者は、地方税法第9条の2第2項に規定する相続人代表者として登録します。台帳上の所有者が死亡された日以前の賦課期日に係る年度は相続人代表者となります。
- 固定資産現所有者申告書は、地方税法第384条の3及び宜野湾市税条例第74条の3の規定に基づき、自身が現所有者であることを知った翌日から3ヶ月以内に市に提出する必要(義務)があります。
- 申告された現所有者は、賦課期日(1月1日)までに相続登記が完了しなかった場合、納税義務者となります。
- 納税通知書は現所有者の代表者へ送付しますので、代表者は現所有者全員で協議のうえ決定してください。
- この申告書は、登記上の所有者を変更するものではありませんので、相続登記については別途、法務局で行う必要があります。

## 【添付書類】

- 現所有者の代表者については、身分証明書(免許証・健康保険証等)の写しの添付が必要です。
- 亡くなられた方の死亡時の住所が宜野湾市外の場合、死亡の事実及び現所有者の代表者との関係が分かる資料(戸籍謄本等)の写しが必要です。

(裏面に続く)

代表者以外の相続人（代表者以外の現所有者）	1	ふりがな		続柄 (固定資産課税台帳の所有者との続柄)	
		氏名			
		個人番号			
		住 所			
		生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日		
	2	ふりがな		続柄 (固定資産課税台帳の所有者との続柄)	
		氏名			
		個人番号			
		住 所			
		生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日		
	3	ふりがな		続柄 (固定資産課税台帳の所有者との続柄)	
		氏名			
		個人番号			
		住 所			
		生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日		
	4	ふりがな		続柄 (固定資産課税台帳の所有者との続柄)	
		氏名			
		個人番号			
		住 所			
		生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日		
	5	ふりがな		続柄 (固定資産課税台帳の所有者との続柄)	
		氏名			
		個人番号			
		住 所			
生年月日		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話番号		
6	ふりがな		続柄 (固定資産課税台帳の所有者との続柄)		
	氏名				
	個人番号				
	住 所				
	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日			電話番号
備考欄					

※記入欄が足りない場合は、任意の別紙を添付してください。

入力者	確認者